

加工食品事業者グループ緊急支援事業

質問	回答
1 本事業の趣旨・採択について	
1 ○事業構築に当たっての留意事項は何か。	○事業実施要領の第2の3(5)留意事項に規定のとおり、以下に留意して事業構築してください。 ・一定の業種や地域内で複数の事業者が連携して効果的に行う取組であること。 ・展示会等への出展やイベントの開催自体のみを目的とせず、県産品のブランド化に向けた取組であること。
2 ○申請すれば必ず補助金が交付されるのか。	○県(事務局)において形式審査を行った上で、有識者も含めた審査会により内容審査を行い採択の可否を判断します。 また、予算上限に達した場合は、募集を締め切ります。
3 ○内容審査に当たり重視される事項は何か。	○上記1-1の回答の留意事項に基づき、事業構築されているかを重視します。
2 補助対象者について	
1 ○「県産品」や「加工食品」の定義は何か。	○補助金交付要綱の別表第1を参照してください。
2 ○法人格のない団体でも申請できるか。	○申請できます。
3 ○申請のために新しく作ったグループでも申請できるか。	○申請できます。団体の代表者等を定めて申請してください。
4 ○グループとしての規約等は提出する必要があるか。	○規約等の提出は不要ですが、事業計画書の規定に基づき、構成する事業者等を明記してください。
5 ○グループの構成員の一部が県外企業でも良いか。	○福島県内に本拠を置く者に限ります。
6 ○同一事業者が複数のグループに参加すること可能か。	○事業が明確に区分されていると県が認める場合は、一つの事業者が複数のグループに参加して申請することは可能です。
7 ○組合等を構成する個社が、別の事業区分である「ふくしま商品開発・販路開拓支援事業」に申請することは可能か。	○可能です。ただし、事業内容は明確に区別してください。
3 補助内容について	
1 ○既存商品の改良でも対象となるか。	○商品の付加価値向上を目的としたものであれば対象となります。
2 ○既存商品のパッケージの変更は対象となるか。	○商品の付加価値向上を目的としたものであれば対象となります。
3 ○展示会等とはどのようなものを指すか。	○展示会、商談会、物産展等に組合・団体・グループで出展することを想定しています。
4 ○一般向けイベントと商談会はどちらが望ましいか。	○イベント開催と商談会出展の評価に優劣はありませんが、どちらの取組も一過性なものではなく、商品のブランド力強化に向けた計画的な取組の一つである必要があります。
5 ○ECサイトでの販売促進は対象となるか。	○新たな取組であれば、「販路拡大」の取組として対象とします。
6 ○海外展示会も対象となるか。	○新たな取組であれば、「販路拡大」の取組として対象とします。
7 ○オンライン展示会は対象となるか。	○新たな取組であれば、「販路拡大」の取組として対象とします。
8 ○同じ展示会に毎年出ている場合でも申請できますか。	○申請者(組合・団体等)として既に取り組んでいる場合は対象となりません。
9 ○メディアによる情報発信とは具体的にどのような媒体を想定しているか。	○新聞、テレビ・ラジオ、雑誌のほか、インターネット(Webサイト、SNS)を想定しています。
10 ○SNSによる情報発信は対象となるか。	○新たな取組であれば「情報発信」の取組として対象とします。

11	○情報発信としてPR動画制作は対象となるか。	○新たな取組であれば「情報発信」の取組として対象とします。
12	○情報発信としてホームページ制作は対象となるか。	○新たな取組であれば「情報発信」の取組として対象とします。
13	○イベントの開催とはどのようなものを想定しているか。	○商品の認知度向上のために実施する、試食イベント、プレゼントキャンペーン等を想定しています。
14	○他の補助事業と一部内容が重なる場合は申請できるか。	○行政による他補助事業の対象となっている事業は、本事業の支援対象となりません。ただし、他補助事業の補助対象経費と非補助対象経費が明確に切り分けられ、かつ本事業の対象である場合には本事業の支援対象となります。
4 補助金交付決定後について		
1	○採択後に事業内容を変更することはできるか。	○補助金交付要綱等に基づき、事前に変更等の承認申請を行い、県の承認を受ける必要があります。
2	○当初計画していた商品開発等の取組が予定どおり進まなかった場合はどうなるか。	○事業計画期間内に完了できなかった事業内容については、補助の対象とはなりません。
3	○グループの構成員が途中で脱退した場合はどうなるか。	○補助要件（2者以上等）を満たし、かつ、計画した事業内容が達成できるのであれば補助対象となりますが、事前に変更承認申請を行い、県の承認を受ける必要があります。
4	○グループに新しい構成員を追加することはできるか。	○事前に変更承認申請を行い、県の承認を受ける必要があります。
5	○開発した商品は必ず販売する必要がありますか。	○本事業は、加工食品事業者の経営安定化に向けて県産品のブランド力強化や販路拡大を図るためのものであるため、事業内容が「新商品開発のみ」であった場合でも、事業完了後に当該商品の販売に務めてください。